



信達の歴史シリーズⅡ

人と物の往来史

第7回 「いい電」誕生物語 その2

柴田 俊彰 (しばた としあき)

福島市史編纂室



本年6月号では、「『いい電』誕生物語」として、「いい電」誕生までの飯坂温泉への交通の変遷をたどり、明治41年（1908）4月、信達軌道株式会社の軽便鉄道飯坂線が開通したことを紹介した。

今回は「『いい電』誕生物語 その2」として、信達軌道株式会社飯坂線誕生前後から、「いい電」誕生までをたどる。

信達軌道株式会社飯坂線誕生前

信達軌道株式会社の飯坂線誕生前、明治20・30年代にすでに飯坂までの鉄道計画があったことを、当時の新聞記事から紹介する。明治29年（1896）1月15日の新聞に、岩磐電気鉄道株式会社から、福島町から原釜港への敷設を軸として、後の信達軌道株式会社の当初構想に近い電気鉄道の敷設計画の出願手続きがなされ、3月に手続きの誤りから却下となったと掲載されている。

飯坂までのルートは、福島町から瀬上を経由し飯坂町に至る支線としている（注1）。

また、同年10月22日の新聞には、岩磐電気鉄道会社発起人メンバーに地元の堀切良平を加えた発起人から、常葉電気鉄道として岩磐電気鉄道とはほぼ同じ敷設計画で請願書提出と掲載されている。福島町を起点として県道を経て、瀬上町より県道を経由して保原町から掛田経由で川俣町へ至る本線と、支線として瀬上町から飯坂に至る線と、掛田より中村町を経て原釜港に至る計画である（注2）。

さらに同年同月16日の新聞には、

「飯坂電気鉄道布設の計画 飯坂は有名な温泉場にして其付近には蒔炭等の貨物にも富めるを以て福島飯坂間には早晚交通機関の便を開かざるは吾人の等しく認むる所なりしが 今回鈴木萬次郎、安瀬敬蔵、白石義郎、松本良七、柏原佐源太、石射文五郎、高木勤、松本孫植右衛門の八氏発起となり同地間に電気鉄道を布設するの計画成り数日前既に布設許可の請願に及びたるよし

許可の上は二十五万円の株式会社となし発電所を摺上川の上流に置き三百馬力の電力を以て長18呎（フィート）（約5.5m）幅6呎（約1.8m）30人乗りの電車を毎日数十回往復せしめ大に浴客貨物の便利を益すべしといふ」とある（注3）。

また、翌明治30年（1897）4月23日の新聞には、同会社の手続き関係が順調に進んでいる状況と、事務所創立との記事が掲載されている（注4）。

発起人には、常磐線開設の中心的人物である松本孫右衛門、浜通りの県会議員（松本良七、柏原佐源太）、東白川郡選出の県会議員白石義郎らの名があり、敷設計画の背景等興味深いものがある。

その後については確認できていないが、日本鉄道開通以降の浴客増加等を背景に、飯坂までの電気鉄道敷設計画が既に明治20年代後半にあったことがわかる。

また、明治32年（1899）2月の新聞には、飯坂町・長岡停車場間に馬車鉄道計画の記事が掲載されている（注5）。

信達軌道株式会社飯坂線の誕生

ここでは、飯坂線を中心に紹介する。

• 飯坂線計画

明治39年（1906）9月9日、甲州の実業家雨宮敬次郎の呼びかけに応じて、福島町公会堂に信達両郡の有力者が集まり、「信夫伊達両郡に関する軽便鉄道敷設の協議」がなされ、敷設内容、発起人等が決定された（注6）。

翌年の明治40年7月6日、内務大臣より信達軌道株式会社（発起人雨宮敬次郎他29名）設立特許状が下付され、福島市字栄町東北鉄道福島停車場～字本町～瀬上町字街道東17番地～同町字四斗蒔17番地～長岡村字本町～保原町字7丁目、長岡村

字本町～同村字細谷～飯坂町字十綱橋、字本町～杉妻村大字伏黒字清水内～金谷川村大字金沢字水晶沢～松川村字天王原～同村字境川～飯野村大字飯野字境川～川俣町字川端が特許路線とされた（注7）。

飯坂線は、「福島県信夫郡福島町字栄町37番地前即ち日本鉄道福島停車場前を起点とし同町字栄町通りより字大町通りに出て字上町字北町字豊田町通を過ぎ国道仙台街道を北行し松川を渡り信夫郡鎌田村瀬ノ上町を経て摺上川を渡り伊達郡長岡村に出て同村字本町25番地前を左折して仮定県道停車場線まで及郡道飯坂街道に依り日本鉄道線路を水平交叉にて横ぎり湯野村を経て十綱橋を渡り信夫郡飯坂町字十綱町十番地前に達す此延長8哩70鎖（約14.3km）にして飯坂線と称す」とされ（注8）、十綱橋を渡り飯坂町10番地前が終点とされたが、その後特許線一部変更願により、伊達郡湯野村字一ノ関16番地に変更された（注9）。

敷設工事認可（明治41年2月）を得て工事着工となり（注10）、4月7日付で竣工御届（一部竣工及び検査依頼）（注11）、翌日自福島市至信夫郡瀬上町間（延長4哩50鎖）（約7.5km）、自信夫郡瀬上町至伊達郡長岡村間（延長1哩1鎖）（約1.6km）、自伊達郡長岡村至伊達郡湯野村間（延長1哩48鎖52節）（約2.5km）の運輸開始願が提出され、明治41年（1908）4月11日より運輸開始と記載されている（注12）。

飯坂線敷設最大の課題は「日本鉄道線路の水平交叉」と思われ、県知事から逓信省鉄道局に対し、奥羽六県連合共進会開会前の運転開始のため明治41年度期限付平面交叉敷設の許可依頼が提出されている（注13）。

なお、跨線橋工事は進められ、明治41年10月15日に竣工している（注14）。

• 飯坂線開業（図1～4、表1）

飯坂線は明治41年（1908）4月14日開業となり、4月8日付の運送賃及発車時間等認可願（注15）によると、乗客定員40人、営業時間は午前6時から午後8時で1時間毎に双方から発車、当面貨物は取扱わないとされている。運賃は表1のとおりである。

短期間での工事であり、3月30日の新聞には、

表1 乗客ノ運賃表（起点：福島停車場前）（注15）

警察署前	2銭5厘	瀬ノ上本町	10銭
郵便局前	2銭5厘	長岡河原町	12銭5厘
北町	2銭5厘	長岡保原街道	12銭5厘
豊田町	2銭5厘	長岡停車場	12銭5厘
岩谷観音下	5銭	長岡駅前	12銭5厘
本内	7銭5厘	東湯野	17銭5厘
鎌田	7銭5厘	湯野	17銭5厘
瀬ノ上	10銭	十綱橋	20銭



図1 軽便鉄道開通第1号といわれる機関車
（福島市教育委員会提供）

開業前の軽便試験運転で、2度の脱線顛覆があったとの記事が掲載されており（注16）、順調な開業ではなかったことがわかる。

また、開業直後の4月18日には、松川橋の南方60間程の地点で、福島方面に向かう軽便が、線路に置かれた巨石で脱線したとの記事が掲載されている（注17）。

所要時間については、翌明治42年（1909）4月21日改正の時刻表に、飯坂線の福島始発は午前6時8分で、瀬ノ上6時51分、長岡6時56分、十綱橋7時36分着と掲載され、福島・十綱橋間は1時間28分である。1日7便で、最終は午後6時8分発とある（注18）。

なお、明治41年7月28日信達軌道株式会社等8社が合併し、大日本軌道株式会社が設立され、信



図2 明治41年の停車場通り
現在のJR福島駅前通り。軽便鉄道が見える
（福島市教育委員会提供）

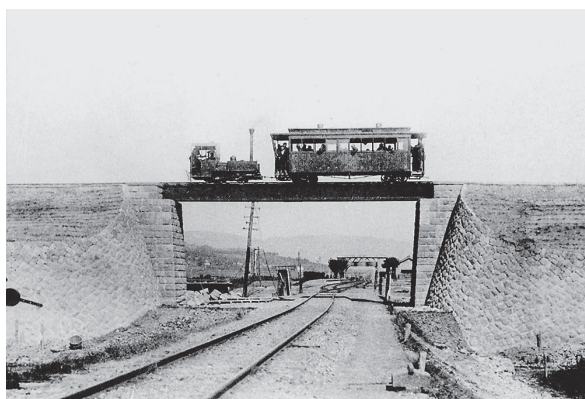


図3 跨線橋を渡る軽便鉄道。下は東北本線
（福島市教育委員会提供）

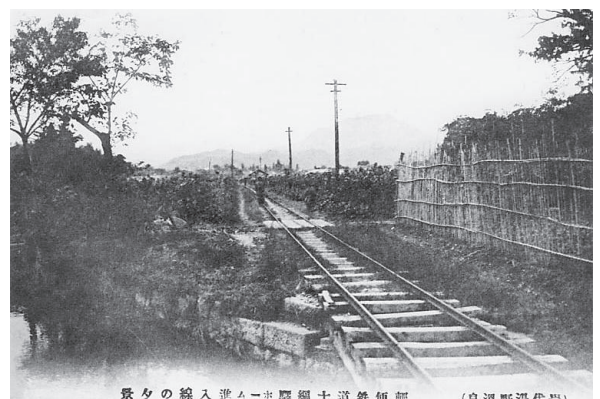


図4 「(岩代湯野温泉) 軽便鉄道十綱橋駅ホーム
進入線の夕景」(絵葉書)
（福島市教育委員会提供）

達軌道株式会社は福島支社となる。

・飯坂軌道株式会社誕生

大正7年(1918)3月12日、大内六右衛門(信夫郡清水村大字森合)ほか9名の発起人により「軌道敷設特許願」が提出された(注19)。名称は飯坂軌道株式会社で、敷設工期を二期に分け、第一期は福島・飯坂間、第二期は飯坂・中野間との予定で、資本金25万円(株数5,000株)で既に3,000株は発起人及び賛同者による引受契約見込みで、2,000株を一般募集する計画であったとされる(注20)。

その後、市参事会で福島市道使用にあたり「電気軌道に非ざれば異議ある云々」との答申を受け、敷設特許許可後電気軌道とする計画がある事、動力供給に関しての福島電燈株式会社の承諾書を添えて、大正8年7月1日二宮市長あて願書を提出している(注21)。

翌大正9年(1920)に再願し、同年8月12日軌道敷設許可となった。許可軌道線路は願と同じで、動力は蒸気機関車となっている。

同年8月17日の新聞には、

「福島、中野間の飯坂軌道認可さる 中野から出る白土、鉱石、木材等を搬出する目的沿道各村の産業に資せん

信夫郡清水村農大内六右衛門氏等が計画であった飯坂軌道株式会社の軌道敷設はいよいよ12日認可されたるが哩数は約5哩(約8km)にて福島市西町を基点として信夫郡中野村に通ずるものなるが 蒸気機関車を運転し乗客貨物を運搬する筈なり 会社創立の目的は中野村より産出する白土、鉱石、木材、薪炭、雑穀果物の運搬を便にするにありて同時に福島市との交渉を密接ならしめ福島郊外各村落産業の発展に資するにあ

り 資本金は十万円位ならん。」(注22)

と掲載され、会社創立の目的が中野村産出の白土、鉱石、木材、薪炭、雑穀果物の運搬とされている。

翌年、飯坂軌道株式会社が設立され、その後福島飯坂電気軌道株式会社と改称し、大正13年(1924)4月13日開業に向けて動き始める。

【注】

- 注1 明治29年(1896)1月15日 福島民報
- 注2 明治29年(1896)10月22日 福島民報
- 注3 明治29年(1896)10月16日 福島民報
- 注4 明治30年(1897)4月23日 福島民報
- 注5 明治32年(1899)2月18日 福島民報
- 注6 明治39年(1906)12月2日 福島民友
- 注7 『福島市史 近代資料Ⅱ』(1973) 福島市教育委員会
- 注8 「軌道敷設特許願」明治40年(1907)(県庁文書)
- 注9 「特許線一部変更願」明治40年(1907)(県庁文書)
ただし、駅名は「十綱橋」をそのまま採用したと思われる。
- 注10 「信達軌道敷設工事一部施行認可ノ件」明治41年(1908)(県庁文書)
- 注11 「竣功御届」明治41年(1908)(県庁文書)
- 注12 「運輸開始願」明治41年(1908)(県庁文書)
- 注13 「信達軌道ノ敷設之件」明治40年(1907)(県庁文書)
- 注14 『第1回報告書』(1908) 大日本軌道株式会社
- 注15 「運送賃及発車時間等認可願」明治41年(1908)(県庁文書)
- 注16 明治41年(1908)3月30日 福島民報
- 注17 明治41年(1908)4月20日 福島民報
- 注18 「大日本軌道株式会社福島支社時刻表」明治42年(1909)(県庁文書)
- 注19 『福島市史 近代資料Ⅱ』(1973) 福島市教育委員会
- 注20 『福島市史 近代Ⅱ』(1975) 福島市教育委員会
- 注21 『福島市史 近代資料Ⅱ』(1973) 福島市教育委員会
- 注22 大正9年(1920)8月17日 福島民報